

第一東京弁護士会 年 末 年 始 に つ い て (27年度)

弁護士会館

1. 年末について

- ①事務局一般業務 12月28日(月曜)正午まで
- ②23条の2照会請求申請 12月25日(金曜)午後5時まで
※年内に審査を希望される方は、12月24日(木曜)までに申請して下さい。
25日(金曜)以降受付分は、翌年1月5日(火曜)の審査になります。
- ③図書室業務 12月24日(木曜)まで平常通り(午後4時45分まで)
- ④11階面談室使用 12月25日(金曜)まで平常通り(午後6時まで)
- ⑤貸室使用 12月25日(金曜)まで平常通り(午後8時まで)
- ⑥法律相談業務〔霞ヶ関相談センター〕 12月28日(月曜)まで平常通り
- ⑦国選業務〔法テラス霞ヶ関〕 12月28日(月曜)まで平常通り
(午後5時30分まで)
- ⑧未決拘禁者とのテレビ電話 12月25日(金曜)まで(予約も25日まで)
※12月25日の予約受付は、1月5日の接見分の予約可能です。
- ⑨法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕
12月22日(火曜)まで平常通り(午後5時まで)
※FAXによる申請は12月23日(水・祝)まで。

2. 年始について

- ①事務局一般業務 1月5日(火曜)から平常通り
- ②23条の2照会請求申請 1月5日(火曜)から(審査は6日から)
- ③図書室業務 1月5日(火曜)から平常通り
- ④11階面談室使用 1月5日(火曜)から平常通り
- ⑤貸室使用 1月5日(火曜)から平常通り
- ⑥法律相談業務〔霞ヶ関相談センター〕 1月5日(火曜)から平常通り
- ⑦国選業務〔法テラス霞ヶ関〕 1月4日(月曜)から平常通り
- ⑧未決拘禁者とのテレビ電話 1月5日(火曜)から(予約は6日から)
- ⑨法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕 1月5日(火曜)から平常通り

多 摩 支 部

1. 年末について

- ①事務局一般業務 12月28日(月曜)正午まで
※当番弁護士業務は 12月25日(金曜)まで平常通り
- ②法律相談業務 12月28日(月曜)まで平常通り(八王子相談・立川相談)

2. 年始について

- ①事務局一般業務 1月5日(火曜)から平常通り
- ②法律相談業務 1月5日(火曜)から平常通り(八王子相談・立川相談)

以上